

2007年7月30日

割賦販売法の改正に関する意見書

あいち消費者被害防止ネットワーク
代表 杉浦市郎

第1 意見の趣旨

当ネットワークは、現在検討されている割賦販売法の改正に関し、以下の事項を含む抜本的改正を求める。

1 過剰与信規制の明確化と実効性の確保

クレジット会社に対し、支払能力の調査を明確に義務づけて、一定の基準を超過する過剰与信を禁止し、過剰与信規制に違反したクレジット契約について、行政処分の対象とするとともに、クレジット会社の請求権制限などの民事的効果を法文上明記すること。

2 クレジット会社と販売業者との無過失共同責任の法定

- (1) クレジット会社が、加盟店の違法・不当な取引を防止するよう調査・管理すべき不適正与信防止義務（加盟店管理義務）を法文上に明記し、違反したクレジット会社に対する行政処分権限を規定すること。
- (2) 提携先販売業者の販売契約が無効・取消・解除等により遡及的に消滅した場合に、消費者がクレジット会社に対して未払金の支払拒絶を主張しうる（抗弁接続（30条の4）にとどまらず、このクレジット会社に対する抗弁対抗の効果を、既払金の返還請求義務の発生にまで拡大し、クレジット会社が販売業者と連帯して無過失共同責任を負うとすること。
- (3) 上記抗弁対抗規定の適用を除外する規定、具体的には、①政令で定める金額に満たない支払総額の取引（30条の4第4項1号）、②顧客にとって商行為となる取引（30条の4第4項2号）、③販売業者等がその従業者に対して行う取引（30条の6、8条5号）の各規定を削除すること。

3 割賦払い要件と政令指定商品制の廃止

割賦払い要件を撤廃して1回払いや2回払いのクレジット契約を適用対象とし、政令指定商品制（指定役務・指定権利制）を廃止することにより、原則としてすべての契約を適用対象とすること。

4 登録制の導入等

現行法では規制のない、契約書型クレジット（個品割賦購入あっせん）のクレジット事業者について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定し、違反したクレジット事業者に対する行政処分権限を規定すること。

第2 意見の理由

1 はじめに

現在、クレジット取引は40兆円を超える規模へと拡大し、クレジット取引及びクレジット会社の役割が増大している。これに伴いクレジット取引を悪用する悪質業者の暗躍の場も飛躍的に増えてきており、埼玉県富士見市で発生した認知症の姉妹に対する住宅リフォームの次々販売にみられるように、高齢者を狙った不必要な住宅リフォーム工事や布団・呉服等の次々販売などによるクレジット消費者被害事件が大きな社会的問題となっている。

愛知県においても、高齢者、障害者など弱者を狙い打ちした消費者被害が相次いでいるが、クレジット会社による安易な与信行為が、多数の被害者を出し多額の被害を生み出す下地となっていることは、各種消費者被害事件を担当する弁護士や相談員達の共通の認識である。

クレジット取引による被害はすでに構造的なものとなっており、クレジット会社側の自主規制によって解決できるというものではない。

消費者を保護し、健全なクレジット社会を形成していくためには、抜本的に割賦販売法を改正し、立法的に消費者保護を図ることが不可欠である。販売信用（クレジット）を利用した悪質商法被害対策として、その改正事項として、以下の各内容を盛り込み、抜本的法改正を実施すべきである。

2 過剰与信規制の具体化

現行割賦販売法38条は、割賦販売業者等に対し、信用情報機関を利用すること等により、購入者の支払能力を超える与信をしないよう努めなければならないという過剰与信を防止する努力規定を置いている。

しかし、現実には、年金収入しかない高齢者に対して、クレジット取引を利用して、不必要なリフォーム工事や高額な呉服などを次々と販売する事件等が後を絶たないことから、現行割賦販売法38条の努力規定のみでは、規制として不十分であることは明らかである。

ところで、平成18年12月に貸金業規制法が改正され、その中で、総借入残高が年収の3分の1を超える貸し付けを原則禁止とする、過剰与信規制が法文化されている（貸金業法13条の2）。

過剰与信規制の必要性は貸金業以外の分野でも同様であるから、クレジット契約の場合においても、実体に合った過剰与信規制を定めるべきである。とくに、問題の多い個品割賦購入あっせんについては、総債務残高と年収を比較して基準額を超える場合には、購入の必要性や支払能力について個別調査義務を定め、過剰与信規制に違反したクレジット契約について、行政処分の対象とするとともに、クレジット会社の請求権制限などの民事的効果を法文上明記するべきである。

3 不適正与信防止義務（加盟店管理義務）と既払金返還責任

(1) 不適正与信防止義務（加盟店管理義務）

クレジット契約は、クレジット会社が商品等販売契約の締結過程や履行場面に関与することはほとんどなく、加盟店である販売業者等が、クレジットによる販売契約を締結すればするほど、クレジット会社の売上が増大するという構造になっている。

現行割賦販売法上、不適正与信防止義務（加盟店管理義務）が必ずしも明示されていないため、クレジット会社としては、少々問題のある加盟店の取引であっても、目をつぶって調査をせずに与信を続ければ、それだけ売上げが上がることになっている。また、仮に加盟店の問題性に気づいたとしても、クレジット会社としてはなるべく問題のある加盟店を延命させ、徐々に債権回収をするほうが有利であるため、加盟店を管理する動機づけも存在しないという状況にある。

さらに、不適正与信防止義務については様々な通達があるが、このような通達があってもクレジットを利用した悪質販売が減少する兆しは全くない。

したがって、不適正与信防止義務（加盟店管理義務）を割賦販売法上明記するとともに、併せて行政上処分の対象とすることによって、その実効性を確保すべきである。

(2) クレジット会社と販売業者との無過失共同責任

提携先販売業者の販売契約等が無効・取消・解除等により遡及的に消滅した場合

の代金清算について、現行割賦販売法上は抗弁対抗の効果として、クレジット会社に対し未払金の支払拒絶を主張しうる（法30条の4）とのみ規定されている。

しかし、この規定によると、抗弁権主張の根拠となる販売契約等に関する問題が、支払途中のどの段階で発覚したかによって、消費者の救済範囲が異なることになってしまい、極めて不合理である。

また、クレジット会社が前記の不適正与信防止義務（加盟店管理義務）を尽くしていれば、クレジット会社は、悪質販売などによって販売契約が遡及的に消滅することを未然に防止することができる。したがって、同条の抗弁対抗の範囲を既払金返還にまで拡大したとしても、クレジット会社に過剰の負担を強いることにはならない。

クレジット先進国であるイギリスの消費者信用法においては、クレジット会社の共同責任が法定化されることにより、悪質商法による消費者被害の救済を容易にするとともに、クレジット契約を利用する消費者の安心・安全をもたらし、クレジット産業の発展を促進している。

わが国においても、販売契約等が解消された場合には、未払金の支払を拒絶できるとどまらず、既払金の返還についても、クレジット会社が販売業者と連帯して無過失共同責任を負うものとすべきである。

(3) 抗弁対抗の適用除外規定の削除

現行割賦販売法は、政令で定める金額に満たない支払総額の取引（法30条の4第4項1号）、顧客にとって商行為となる取引（法30条の4第4項2号）、販売業者等がその従業者に対して行う取引（法30条の6、8条5号）について抗弁対抗規定の適用を除外している。

しかし、クレジット会社の責任が明確化されることにより、悪質商法による消費者被害の救済を容易にするとともに、クレジット契約利用者の安心・安全をもたらす、クレジット産業の発展を促進するという事情は、上記の場合にも同様にあてはまる。

最近では、ジェイメディア事件及びアイデック事件において、顧客の商行為性が問題になっており、愛染苑山久事件においては一部、顧客の従業員性が問題となったが、例えば、個人事業主を中心とする小規模事業者は、クレジット取引に関する知識や経験において一般消費者とほとんど違いはない。したがって、商行為である、従業員であるという理由だけで割賦販売法の適用を除外する合理的な理由はない。

そもそも悪質販売業者は、例外を作れば例外があることを奇貨として新たな悪質商法を作り出すものであるから、このような合理的な理由のない例外を設けるべきではない。

以上のことから、これらの適用除外規定は削除すべきである。

4 割賦払い要件と政令指定商品制の廃止

(1) 割賦払い要件の撤廃

現行割賦販売法は、規制対象としているクレジット取引を、「2か月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して」の支払いによる場合、又は「あらかじめ定められた方法により算定した金額」の支払いによる場合に限定している（2条1項1号・2号）。

しかし、現実には、全クレジット取引のうち、現行の割賦払い要件に該当しない取引が7割強を占めている。そして、近時、判断力が不十分な高齢者に対する、不必要な高額のリフォーム契約や高額な呉服販売契約などにおいて、翌月1回払いで契約させるなど、割賦販売法の適用を免れること意図していると思われる事例も増

加している。

そもそも割賦販売法は、クレジット取引の公正を図ることを目的としている一方で、クレジット取引の多様化と量的拡大に伴い、金融知識、法律知識に乏しい一般消費者保護を図ることを目的としているが、そうであるとすれば、支払回数によって規制を及ぼすか否かを区別する合理的理由はない。

したがって、割賦払い要件を撤廃し、1回払いや2回払いのクレジット契約も適用対象とするべきである。

(2) 政令指定商品制の廃止

現行割賦販売法は、政令で指定商品等を特定して、規制対象を限定している。

しかし、政令指定商品制では、クレジットに関連する消費者被害が頻発しても、対象が指定商品等以外の商品等の場合には、被害の後追的に政令で追加指定するという場当たり的な対処をすることにならざるを得ず、十分にクレジット消費者被害に対する被害回復や被害防止を図ることができない。

割賦販売法の目的はクレジット取引の公正化と一般消費者保護にあるのであるから、取引対象品目によって適用に差をもうける合理的な理由はなく、クレジット取引全般を規制対象とすべきである。仮に、割賦販売法の適用に馴染まない商品等がある場合には、適用除外品目としてネガティブリストを作成すれば、十分に対応することができる。

そして、クレジット契約が悪質商法を助長し被害を拡大している現状を鑑みれば、割賦販売法において、政令指定商品制は廃止すべきである。

5 登録制の導入等

クレジット契約の中でも被害が最も多発しているのは契約書型クレジット（個品割賦購入あっせん）である。

すなわち「契約書型クレジット（個品割賦購入あっせん）」とは、販売業者が、クレジット会社からクレジット用紙を預かり、個々の商品販売等に伴って、クレジット契約の条件の交渉から申込書の作成・提出を行い、それを受けたクレジット会社が個別に審査してクレジット契約を承認するという形式のクレジット契約である。しかし、2005年度のローン契約等をふくむ消費者信用の取引高約76兆円のうち、契約書型クレジット（個品割賦購入あっせん）の取引高は、約2割（約11兆円）にすぎないにもかかわらず、国民消費生活センターに寄せられる苦情相談件数では、約8割が、契約書型クレジット（個品割賦購入あっせん）によるものである。

しかし、現行割賦販売法では契約書型クレジット（個品割賦購入あっせん）のクレジット事業者は登録制ではなく、クレジット契約に関する書面の交付義務もクーリング・オフも認められていない。

クレジット市場を適正化するためには、契約書型クレジット（個品割賦購入あっせん）のクレジット事業者の登録制を導入し、行政規制権限を定めるとともに、クレジット事業者に対して契約書面の交付義務を定め、クレジット契約に対するクーリング・オフを認めることは必須である。

以上